

保護者の皆様へ

令和2年度

## ◇ 就学援助制度のお知らせ ◇

浦安市教育委員会

経済的な理由により、お子さんを公立小・中学校へ通学させるのにお困りのご家庭に対して、学用品費、給食費、修学旅行費などの援助をしています。

この制度による援助を希望される保護者の方は、下記事項を確認のうえ通学する学校へ申請してください。

### 1. 就学援助を受けられる方

浦安市に住民登録があり、浦安市立の小・中学校に通学する児童・生徒がいる世帯で、下記のいずれか1つに該当する場合は、援助を申請することができます。

申請理由	添付書類	備考
①生活保護を受けている	なし	
②児童扶養手当が支給されている	児童扶養手当証書の写し (有効期限、受給者氏名が確認できるページ) (写しがない場合は、同意書)	ひとり親家庭等が対象。 児童手当とは異なります。
③経済的事情から児童生徒の就学が困難である。 (世帯全員の収入金額合計が認定基準以下の場合に援助受給の対象となります) ※下表参照	成人のみ(大学生を除く)同居者全員分の ①同意書または平成31年度(平成30年分)市・県民税 課税非課税証明書 ②賃貸住宅の場合は賃貸契約書の写し	課税非課税証明書は平成31年1月1日に住民票があった市町村でのみ取得可能です。

≪認定基準となる収入の参考例≫ (金額は目安です。収入が目安金額より小さいから審査が通る、大きいから審査が通らないとは限りません。)

認定基準となる収入金額は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、世帯の人数や年齢、持ち家・賃貸住宅などによって異なります。

注記：給与所得の方は「給与所得控除前の金額」、事業所得の方は「総収入」の金額です。

世帯に収入のある方が複数人いる場合は、合算した額になります。

世帯人員	世帯構成	持ち家	賃貸住宅
2人	大人1人・小学生1人	215万円程度	310万円程度
	大人1人・中学生1人	235万円程度	330万円程度
3人	大人1人・小学生1人・未就学児1人	260万円程度	350万円程度
	大人1人・中学生2人	345万円程度	440万円程度
3人	大人2人・小学生1人	280万円程度	380万円程度
	大人2人・中学生1人	300万円程度	395万円程度
4人	大人2人・中学生1人・小学生1人	390万円程度	485万円程度

5人以上の場合は、以下の額を加算して目安としてください。

未就学児41万円、小学生83万円、中学生102万円、高校大学生65万円、大人59万円。

ただし、2歳以下の未就学児は33万円、70歳以上の大人は51万円です。

## 2. 援助内容

- ・下記項目の費用を支給します。(学校に納付するお金を免除するものではありません)
- ・年度途中から認定された場合の学用品は、月割りで支給します。
- ・生活保護を受けている方は、修学旅行費・校外活動費(宿泊なし)・卒業アルバム費・医療費のみが支給対象です。その他は生活保護費から支給されます。

※1 新入学学用品費について、1月末に入学準備金として支給された方は支給対象外となります。支給されていない方も、4月末までに学校に申請書を提出しない場合は支給対象となりません。

援助項目	援助内容			
新入学学用品費 ※1 (4月認定者のみ支給・ 入学前支給者除く)	小学校1年生	51,060円	中学校1年生	60,000円
学用品費・通学用品費 (年額) (途中認定者は月割りで支給)	小学校	1年生 11,630円 2~6年生 13,900円	中学校	1年生 22,730円 2~3年生 25,000円
修学旅行費 (実施前の認定者のみ)	小学校6年生・中学校3年生 交通費・宿泊費・見学料などの実費			
林間学校費 (実施前の認定者のみ)	小学校5年生・中学校2年生 交通費・宿泊費・見学料などの実費			
校外活動費 (実施前の認定者のみ)	全学年 交通費・見学料などの実費			
医療費	学校保健安全法で定められた疾病について、学校の定期健康診断で治療の指示を受けた場合に治療費(保険診療の自己負担分)を援助			
給食費	認定月より教育委員会が実費負担			
卒業アルバム費	小学校6年生・中学校3年生 卒業アルバム代の実費			

## 3. 申請方法・提出先

- ① 各学校に申請書がありますので、必要事項を記入のうえ、申請理由を証明する書類を添えて、学校に提出してください。
- ② 申請書は、児童・生徒1人につき1枚必要です。  
兄弟姉妹が別々の小・中学校に在籍している場合は、それぞれの学校に申請してください。
- ③ 前年度認定を受けていた方で、今年度も希望される場合も、あらためて申請が必要です。

## 4. 援助の決定

書類審査等の結果をもとに決定します。

## 5. 援助費の支給

年4回(6月・9月・12月・3月)に、各学校の学校長を通じて支給となります。

※支給対象費目があった際に振込むため、必ず4回の振込があるわけではありません。

【問い合わせ先】〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市役所7階  
教育委員会 学務課 学務係 (土日祝を除く8:30~17:00)  
電話:047-712-6742(直通) 047-351-1111(代表)